

福島県留学生交流推進会議要項

(目的・設置)

- 第1 福島県内における留学生の円滑な受入れの促進と交流活動の推進を図り、地域住民の国際理解に寄与するため、福島県留学生交流推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(定義)

- 第2 この要項において「留学生」とは、教育、研究指導を受ける目的で入国し、福島県内の高等教育機関等に留学する者をいう。

(組織)

- 第3 推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 福島県内の高等教育機関（福島大学を除く。）、国及び地方公共団体、経済団体、国際交流関係団体等の長又は代表者1名
 - (2) 福島大学長
 - (3) その他推進会議が必要と認めた者若干名

(協議事項)

- 第4 推進会議は、第1に掲げる目的を達成するために、福島県内の留学生について、受け入れの促進、生活環境の改善及び地域住民との交流等について協議する。
- 第5 推進会議に議長を置き、福島大学長をもって充てる。
- 2 議長は推進会議を招集する。

(会員以外の出席)

- 第6 議長が必要と認めるときは、推進会議の同意を得て、構成員以外の者を出席させることができる。

(運営委員会)

- 第7 推進会議の円滑な運営を図るため、福島県留学生交流推進会議運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。
- 2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

- 第8 推進会議の事務は、福島大学学生・留学生課において処理する。

(その他)

- 第9 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営等に関する必要な事項は、推進会議において別に定めることができる。

附則

- この要項は、平成2年2月22日から施行する。
- この要項は、平成13年12月13日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- この要項は、平成15年1月30日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- この要項は、平成20年1月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- この要項は、平成23年1月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- この要項は、平成25年1月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- この要項は、令和元年12月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。